建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年２月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中林建設株式会社　中林　浩之　大阪府大阪市浪速区大国２－１－19　国土交通大臣許可（般特―22）第9328号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年２月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社山晃住宅　前田　祥子　奈良県北葛城郡王寺町王寺２－７―13山晃ビル　国土交通大臣許可（特―19）第22428号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年２月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　グレース・フリーソナール株式会社　倉ヶ市茂樹　京都府京都市西京区下津林南大般若町42　国土交通大臣許可（般―18）第21801号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年２月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社五島組　大野　勝久　兵庫県神戸市中央区北長狭通４－３－２　国土交通大臣許可（特―19）第1364号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年２月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　菱星機工株式会社　堀内　一哉　兵庫県尼崎市東向島西之町８　国土交通大臣許可（般特―21）第23373号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年２月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一建設株式会社　山本　健一　滋賀県守山市立入町475―２　国土交通大臣許可（特―18）第15441号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年３月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エス・エル　岸本　　進　大阪府大阪市福島区野田５－17―22　国土交通大臣許可（般特―22）第5788号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年３月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年３月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中央冷熱株式会社　山口　　修　大阪府大阪市淀川区宮原４－１－45　国土交通大臣許可（般―18）第19058号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年５月２日
近畿地方整備局長　上総　周平
１　処分をした年月日　平成23年３月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社山下建設　山下　幸子　大阪府大阪市北区天神橋１―19―15－605　国土交通大臣許可（般特－20）第22736号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年３月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。